

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年4月5日(金) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員 2. 高橋 雅浩 委員 3. 川村 誠司 委員
4. 石井 晃 委員 5. 板橋 睦男 委員 6. 熊谷 弘和 委員
7. 石井 正美 委員 8. 奥山 喜和子委員 9. 時田 将 委員
10. 山田 芳裕 委員 11. 皆川 利一 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員 尾形 真宏 委員 飯田 展久 委員
鈴木 久夫 委員 渋谷 庄司 委員

3 事務局出席者

出席職員 4名

事務局長 市村 昌子
事務局次長 浅海 一洋
主 査 小島 敏
会計年度任用職員 石川 美樹

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積計画について	4件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	2件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	8件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	3件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

10番、山田芳裕委員、

11番、皆川利一委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。

飯田展久班長より総括報告をお願いいたします。

飯田 班長 議長

時田 議長 飯田展久班長

飯田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

3月28日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について4件の合計5件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積5,064平方メートルの内486.99平方メートルの使用貸借による農家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は現在マンションに住んでいますが、子供が大きくなり手狭になったことから、実家及び所有農地に近い申請地に農家住宅を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枳を設置するとともに、畑との境界にブロック1段積みを設置することに

より土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるので第2種農地に該当します。代替性につきましては、実家及び所有農地に隣接していることから、ほかでは代替えがきかないものと思われれます。

資金につきましては、親からの借用により賄うとのことであり、借用書並びに親の金融機関の残高証明書を確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われれます。

以上です。

時田 議長
熊谷 委員
時田 議長
熊谷 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

6番、熊谷弘和委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を報告いたします。

3月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積5,064平方メートルの内486.99平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地の隣接農地を資材置場等に使用しないこと、また、資材の搬出入時等は安全管理に徹底すること、最後に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、また、事業計画に変更が生じた場合は事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長
時田 議長
時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 7番、石井正美委員の退席を求めます。

(石井正美委員退席)

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑4筆、合計面積4,398平方メートルの農地の新規の賃借権で、新たに10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

皆川 委員 議長

時田 議長 11番、皆川利一委員

皆川 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑4筆、合計面積4,398平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

 審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

 (全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長 7番、石井正美委員の退席を求めます。

 (石井正美委員退席)

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3をご説明いたします。

 本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

 計画は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルの農地の使用貸借権による更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

 また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

 以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

時田 議長 渋谷庄司推進委員

渋谷 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を報告いたします。

 現地は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルの普通畑です。

 本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸借権の設定を5年間行おうとするものです。

 調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

 以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。

時田 委員 7番、石井正美委員の除斥を解きます。

(石井正美委員着席)

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号4を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号4をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、合計面積2,146平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

皆川 委員 議長

時田 議長 11番、皆川利一委員

皆川 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号4を報告いたします。

現地は、畑3筆、合計面積2,146平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号4について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号4は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

石川会計年度任用職員 議長

時田 議長 石川会計年度任用職員

石川会計年度任用職員 議案書5ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について8件の合計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について2件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書9ページから10ページまでをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていましたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 5月10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 皆川 利一